

# 東京都ギャンブル等依存症対策 推進計画

(抜粋)

## 目次

第1章	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け等	1
3	計画期間	2
第2章	都におけるギャンブル等依存症に関する状況等	3
1	ギャンブル等依存症について	3
2	「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」について	5
3	「ギャンブル等と健康に関する都民の意識調査」について	10
4	都内のギャンブル等に関する状況	12
5	都内のギャンブル等依存症に関する状況	14
第3章	都におけるギャンブル等依存症対策の方向性等	20
1	ギャンブル等依存症対策の基本理念等	20
2	都におけるギャンブル等依存症対策の基本的な考え方	20
3	都におけるギャンブル等依存症対策の方向性	21
第4章	具体的な取組	23
1	予防教育・普及啓発	23
2	相談・治療・回復支援	26
3	依存症対策の基盤整備	32
4	関係事業者の取組	36
5	多重債務問題等への取組	43
第5章	推進体制と進行管理	50
	参考資料	51

## 第1章 はじめに

### 1 計画策定の趣旨

- 競馬などの公営競技やぱちんこ等のギャンブル等を娯楽の一つとして楽しむ人がいる一方で、これらにのめり込むことにより、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合があります。
- ギャンブル等依存症は、早期の支援や適切な治療により、回復等が十分可能であるにもかかわらず、本人や家族が病気に気が付きにくいことに加え、医療体制及び相談支援体制が広く整備されていなかったり、治療を行っている医療機関や相談支援機関、自助グループ等の支援に関する情報を得にくかったりするなどの理由により、ギャンブル等依存症である方等が必要な治療及び支援を受けられていない現状があります。
- 平成30年10月、国は「ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」を目的とした「ギャンブル等依存症対策基本法」（平成30年法律第74号。以下「基本法」という。）を施行し、ギャンブル等依存症対策に関する基本理念や、国や地方公共団体、関係事業者、国民等の責務を示すとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めました。さらに平成31年4月には、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。
- 基本法第13条では、都道府県は、基本計画を基本とするとともに、都道府県の実情に即した「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定するよう努めなければならないとされています。
- このような状況を踏まえ、東京都（以下「都」という。）では、都におけるギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進していくため、「東京都ギャンブル等依存症対策推進計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

### 2 計画の位置付け等

- 基本法第13条に基づく「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」として策定します。
- 基本法第2条では、ギャンブル等については「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）」とされています。そのため、本計画では、都内の公営競技（競馬・競輪・モーターボート競走）及びぱちんこを関係事業者としています。

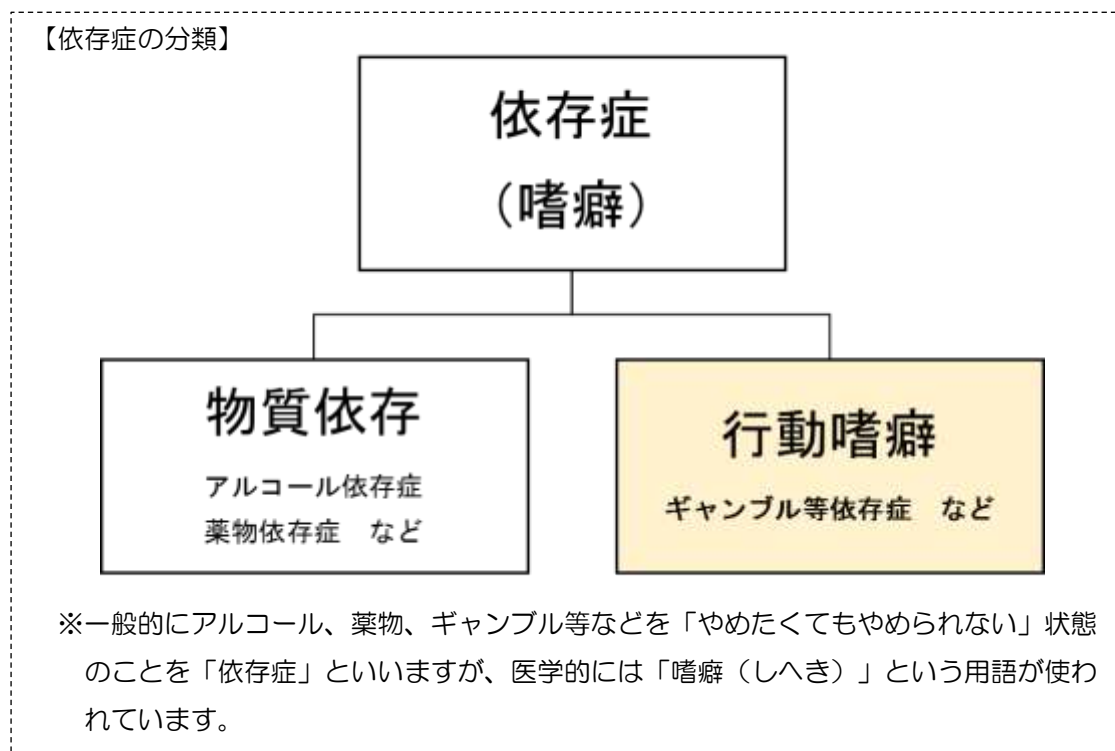
### 3 計画期間

- 本計画は、令和4年度（2022年度）から令和6年度（2024年度）までの3か年を計画期間とします。

## 第2章 都におけるギャンブル等依存症に関する状況等

### 1 ギャンブル等依存症について

- 依存症とは特定の何かに心を奪われ、やめたくてもやめられない状態になることです。
- 依存症には、アルコールや薬物等に関連する物質依存と、ギャンブル等の行動や習慣に関連する行動嗜癖があります。



- ギャンブル等は、興味・関心から始まりますが、のめり込むかどうかは、「心理的な要因（ストレスなど）」や「環境的な要因（簡単にアクセスできる、いつでも、どこでもできる）」などが関わると言われており、ギャンブルをする人は誰でもギャンブル等依存症になる可能性があります。
- ギャンブル等依存症の症状としては、ギャンブル等での負けを別の日に取り返そうとしたり、苦痛の気分の時にギャンブル等をしたり、ギャンブル等へののめり込みを隠すために嘘をつくことなどが挙げられます。
- その結果として、人間関係のトラブル、多重債務問題、法律問題や違法行為を働いたことによる刑罰、仕事能率の低下や失業、健康問題、希死念慮や自殺などの深刻な問題に至ることがあります。
- ギャンブル等依存症から回復するためには、自分にとっての引き金、考え方の癖、行動の連鎖に気づき、意識的に対処するスキルを身に付ける認知行動療法と

呼ばれる治療プログラムや、同じ問題を抱える人やその家族などが自主的に集まり、似たような立場や経験を持つ多くの仲間と出会い、交流しながら助け合う自助グループのミーティングなどが有効とされています。

- ギャンブル等依存症に関しては、基本法第2条では「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」と定義されているほか、医療の現場では、世界保健機構（WHO）が定める国際疾病分類（ICD）では「病的賭博」、アメリカ精神医学会の精神疾患の診断基準（DSM）では「ギャンブル障害」として、それぞれ基準が示され、疾病分類や診断が行われています。
- ギャンブル等依存症対策においては、医学的な側面に限らず、社会的な側面にも着目して支援を必要とする人たちに対して対策が取られるようにする必要があります。

（参考）ICD-10：病的賭博

持続的に繰り返される賭博であり、それは貧困になる、家族関係が損なわれる、そして個人的生活が崩壊するなどの、不利な社会的結果を招くにもかかわらず、持続し、しばしば増強する。

※ICD-10 精神及び行動の障害 臨床記述と診断ガイドライン新訂版より

（参考）DSM-5：ギャンブル障害

- ①興奮を得たいがために、賭け金の額を増やして賭博をする要求
- ②賭博をするのを中断したり、または中止したりすると落ち着かなくなる、またはいらだつ
- ③賭博をするのを制限する、減らす、または中止するなどの努力を繰り返し成功しなかったことがある
- ④しばしば賭博に心を奪われている
- ⑤苦痛の気分の時に、賭博をすることが多い
- ⑥賭博で金をすった後、別の日にそれを取り戻しに帰ってくる人が多い
- ⑦賭博へののめり込みを隠すために嘘をつく
- ⑧賭博のために、重要な人間関係、仕事、教育、または職業上の機会を危険にさらし、または失ったことがある
- ⑨賭博によって引き起こされた絶望的な経済状況を免れるために、他人に金を出してくれるよう頼む

※アメリカ精神医学会の精神疾患の診断基準（DSM-5）より

### 第3章 都におけるギャンブル等依存症対策の方向性等

#### 1 ギャンブル等依存症対策の基本理念等

○ 基本法及び基本計画におけるギャンブル等依存症対策の基本理念等は、以下のとおりとされています。

① ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援

ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を営むことができるように支援すること。

② 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮

ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

③ アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮

ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

#### 2 都におけるギャンブル等依存症対策の基本的な考え方

○ 依存症は否認の病気とも言われています。本人が病気と認識することは難しく、家族もギャンブル等依存症を病気とは気付かずに借金の肩代わりなどをすることで、問題が大きくなります。国の調査によると、ギャンブル等依存症が疑われる人は多くいることが伺えますが、治療や支援につながっているのは、そのうちの一部であると考えられます。

また、ギャンブル等依存症は金銭問題をはじめ、日常生活や社会生活に影響を与え、犯罪や二次的な精神疾患を引き起こすこともあります。

○ これらの状況を改善させるためには、まずはじめにギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を図ることが重要です。

また、相談機関や医療機関をはじめ、本人や家族に関わる関係機関が連携するとともに、関係事業者も一体となって、包括的に支援や治療を行うことが重要です。

**視点1** ギャンブル等依存症の正しい知識の普及と予防・発症・再発防止の段階に応じた支援と治療

**視点2** 金銭問題をはじめ、本人や家族に関わる関係機関や関係事業者など多様な主体が連携した包括的な支援

○ このため、基本法及び基本計画における基本理念等の実現に向けた、本計画におけるギャンブル等依存症対策の基本的な考え方は、以下のとおりとします。

(1) 重層的かつ多段階的な取組の推進

○ ギャンブル等依存症対策は、発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための措置を適切に講ずる必要があるため、重層的かつ多段階的な取組を推進していくことが重要です。

○ 本計画では、教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の普及、関係事業者が行うギャンブル等依存症の予防等に資する広告及び宣伝その他の事業の実施、医療提供体制の整備、相談支援等の推進、社会復帰の支援など、様々なアプローチによる取組を推進します。

(2) 多機関の連携・協力による総合的な取組の推進

○ ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することから、医療機関や精神保健福祉センター、保健所、区市町村、消費生活センター等の関係機関、民間団体等は、相互に連携・協力しながら総合的にギャンブル等依存症対策に関連する取組を進めていくことが重要です。

○ 本計画では、これらの連携協力体制の整備を図るために必要な対策を推進していきます。

(3) PDCAサイクルによる計画的な不断の取組の推進

○ 本計画に定める対策については、進捗状況を把握し、その対策の効果や国が行う実態調査の結果等を踏まえて、必要な見直しを不断に行います。

○ 対策の実施に当たっては、「東京都アルコール健康障害対策推進計画」や「東京都保健医療計画」、「東京都健康推進プラン21」、「東京都薬物乱用対策推進計画」等との整合性を図ります。

3 都におけるギャンブル等依存症対策の方向性

○ 上記の基本的な考え方を受けて、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に対処するため、「①予防教育・普及啓発」、「②相談・治療・回復支援」、「③依存症対策の基盤整備」、「④関係事業者の取組」、「⑤多重債務問題等への取組」の5つ



の取組を推進します。

①予防教育・普及啓発

- 都民が正しい知識を身に付け、理解を深めることで、ギャンブル等依存症の発症を予防し、また、発症が疑われる場合に本人や家族等がギャンブル等依存症であることに気付き、適切な支援につながるようするため、教育や普及啓発の取組を推進します。

②相談・治療・回復支援

- 進行や再発を予防するためには、早期発見、早期介入が必要であり、依存症相談拠点である精神保健福祉センターや、ギャンブル等依存症関連分野の関係機関が連携し、本人や家族等を適切な支援につなげる取組を推進します。
- 地域で適切な医療を受けられるようするため、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定等を行い、これらの機関を中心とした医療提供体制の整備を推進します。
- 本人や家族等が民間団体とつながることができるよう、民間団体の取組や重要性等の情報を発信するとともに、地域の関係機関との連携の取組等を推進します。

③依存症対策の基盤整備

- 本人や家族等に対する段階に応じた包括的な支援を実施するために、人材の育成や、医療や福祉、司法、民間団体、行政等を含めた地域の関係機関の連携体制の構築の取組を推進します。

④関係事業者の取組

- 競馬、競輪、モーターボート競走、ぱちんこの関係事業者におけるギャンブル等依存症の予防等に配慮した、依存症対策の取組を推進します。

⑤多重債務問題等への取組

- ギャンブル等依存症が多重債務問題や犯罪等の問題に密接に関連することを踏まえ、多重債務問題に対する取組や違法に行われるギャンブル等の取締りを推進します。

- 5つの取組の実施に当たっては、本人や家族等が必要とする適切な支援等となるように配慮します。

## 第4章 具体的な取組

### 1 予防教育・普及啓発

#### 対策の方向性

- 都民が正しい知識を身に付け、理解を深めることで、ギャンブル等依存症の発症を予防し、また、発症が疑われる場合に本人や家族等がギャンブル等依存症であることに気付き、適切な支援につながるようするため、教育や普及啓発の取組を推進します。

#### (1) 予防教育

##### <今後の取組>

- 教職員等を対象とした研修会等を通じて、高等学校学習指導要領の保健体育科におけるギャンブル等依存症等を含む精神疾患について、教師用指導参考資料も必要に応じて活用しながら、適切に指導を行える教員を養成します。
- 学校教育の機会等を通じて、ギャンブル等依存症を含む行動嗜癖を生み出す要因や行動嗜癖によって生じる問題点、生徒自らの生活の振り返りなどを内容とする啓発用資料等も活用しながら、予防教育や情報発信の取組を進めていきます。

#### (2) 普及啓発

##### <今後の取組>

- ギャンブル等依存症問題啓発週間(5月14日から20日まで)においては、国等とも連携しながら、ギャンブル等依存症に関する関心と理解を深めるための周知を行います。  
また、精神保健福祉センターでは、様々な機会を通じて、都民向けの依存症対策普及啓発フォーラムを開催するほか、都民を対象とした公開講座等を実施し、ギャンブル等依存症に関する普及啓発を行います。  
さらに、本人や家族の方が、必要な支援につながることをできるように、精神保健福祉センターにおいて、地域の関係機関と連携しながら、地域の社会資源について情報を収集し提供します。
- 多重債務などの関連する分野において、精神保健福祉センターが作成したギャンブル等依存症のリーフレットや消費者庁が作成した啓発用資料を活用するなど、ギャンブル等依存症に関する情報発信を行います。
- 普及啓発の実施状況等を踏まえ、動画配信を活用するなど、効果的な方法等について検討・実施していきます。

## 2 相談・治療・回復支援

### 対策の方向性

- ギャンブル等依存症の進行や再発を予防するためには、早期発見、早期介入が必要であり、依存症相談拠点である精神保健福祉センターや、ギャンブル等依存症関連分野の関係機関が連携し、本人や家族等を適切な支援につなげる取組を推進します。
- 地域で適切な医療を受けられるようにするため、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定等を行い、これらの機関を中心とした医療提供体制の整備を推進します。
- 本人や家族等が民間団体とつながることができるよう、民間団体の取組や重要性等の情報の発信や地域の関係機関との連携の取組等を推進します。

#### (1) 相談支援等

##### (依存症に関する相談支援)

###### <今後の取組>

- 精神保健福祉センターや保健所等において、本人や家族等への相談支援を、引き続き行っていきます。
- 精神保健福祉センターにおいて、ギャンブル等依存症の本人や家族等への相談支援に従事する関係機関の職員等の対応力向上等を目的とした研修を実施します。
- 相談支援の際には、民間団体の活動や重要性等も伝えながら、本人や家族等の意向も踏まえて民間団体につなげることができるよう必要な支援を行います。また、研修の実施に当たっては、関係機関や民間団体を研修の講師とするなど、その役割等の啓発も図ります。
- ギャンブル等依存症の背景にある問題も踏まえ、本人や家族等を多重債務などの相談支援や医療機関などにも適時適切につなげていきます。

##### (ギャンブル等依存症関連分野の相談支援等)

###### <今後の取組>

- 精神保健福祉センターにおいて、ギャンブル等依存症の方等を早期発見・早期介入につなげられるよう、これらの方に対応する可能性があるギャンブル等依存症関連分野の職員を対象とした研修を行います。また、研修の実施に当たっては、関係機関や民間団体を研修の講師とするなど、その活動等の啓発を図るとともに、相互の連携の取組を進めていきます。

- ギャンブル等依存症関連分野の関係機関において、精神保健福祉センターや関係省庁などが作成したリーフレットや啓発用資料などを窓口へ設置するなど、ギャンブル等依存症に関する支援を必要としている方へ必要な情報の発信を行います。

また、ギャンブル等依存症である場合の対応等について盛り込まれたマニュアルやリーフレット等も活用しながら、支援を行う職員等のギャンブル等依存症に対する知識や理解、対応力等を向上させていきます。

- ギャンブル等依存症関連分野の関係機関において、相談の内容を踏まえ、支援の対象者がギャンブル等依存症の方等である場合は、本人や家族等を精神保健福祉センター等の依存症に関する相談支援につなげていきます。

## (2) 医療提供体制の整備

### <今後の取組>

- 依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定の取組を引き続き進めていきます。これらの機関においては、専門性を有した医師が担当する入院医療や認知行動療法など依存症に特化した専門プログラム等による治療を行います。

- 都内の医療機関に対して、依存症対策全国センターで実施している「ギャンブル等依存症治療指導者養成研修」の受講を促します。

また、依存症治療拠点機関において、医療機関を対象とした研修を行い、ギャンブル等依存症に対応できる医療従事者を養成し、都内のギャンブル等依存症の医療提供体制を整備していきます。

- 依存症専門医療機関や依存症治療拠点機関等においては、地域の医療機関や行政機関と連携してギャンブル等依存症の方等を必要な治療や支援につなげるほか、医療機関のプログラムに民間団体が参加するなど、地域の関係機関との連携を行います。

また、依存症治療拠点機関が行う研修において民間団体を研修の講師とするなど、その活動等の啓発を図ります。

## (3) 民間団体との連携

### <今後の取組>

- 精神保健福祉センターの家族講座などの取組を通じて、民間団体の活動や重要性等について情報発信を行うなど、本人や家族等の意向も踏まえて民間団体につながることをできるよう必要な支援を行います。

また、情報発信に当たっては、民間団体の啓発用資料等の活用も検討していきます。

- 精神保健福祉センターが行う地域の支援機関等を対象とした研修において、民間団体を講師とするなど、その活動等の啓発を図ります。
- 民間団体と地域の関係機関の連携状況等を踏まえながら、連携を促進するための取組や、民間団体の活動の支援につながる取組を検討・推進していきます。

### 3 依存症対策の基盤整備

#### 対策の方向性

- ギャンブル等依存症の本人や家族等に対する包括的な支援を実施するため人材の育成や、医療や福祉、司法、民間団体、行政等を含めた地域の関係機関の連携体制の構築の取組を推進します。

#### (1) 人材の育成

##### <今後の取組>

- 精神保健福祉センターにおいて、ギャンブル等依存症の本人や家族等への相談支援に従事する関係機関の職員等の対応力向上等を目的とした研修や、ギャンブル等依存症の方等を早期発見・早期介入につなげられるよう、これらの方に対応する可能性があるギャンブル等依存症関連分野の職員を対象とした研修を行います。

また、研修の実施に当たっては、関係機関や民間団体を研修の講師とするなど、その活動等の啓発を図るとともに、相互の連携の取組を進めていきます。

(再掲)

- 都内の医療機関に対して、依存症対策全国センターで実施している「ギャンブル等依存症治療指導者養成研修」の受講を促します。

また、依存症治療拠点機関においても、医療機関を対象とした研修を行い、ギャンブル等依存症に対応できる医療従事者を養成し、都内のギャンブル等依存症の医療提供体制を整備していきます。

なお、依存症治療拠点機関が行う研修において民間団体を研修の講師とするなど、その活動等の啓発を図ります。(再掲)

#### (2) 包括的な連携体制の構築

##### <今後の取組>

- 都内3か所の精神保健福祉センターにおいて、地域の連携会議を開催し、ギャンブル等依存症の支援に携わる地域の関係機関の顔の見える関係性を構築し、都内の連携体制を強化していきます。

また、連携の取組を積極的に実施している地域の医療機関と連携するなど、

連携体制の構築や強化に資する取組を推進していきます。

- 精神保健福祉センターが実施する研修において、関係機関や民間団体からの講師を招くことで、関係機関等が相互の取組を知り、更なる連携につなげていきます。
- 関係機関と民間団体が連携した事例等を取りまとめ、地域における連携の取組を促進していきます。
- 本計画における取組の実施を通じて、包括的な連携体制を構築していきます。

#### 4 関係事業者の取組

##### 対策の方向性

- 競馬、競輪、モーターボート競走、ぱちんこの関係事業者におけるギャンブル等依存症の予防等に配慮した、依存症対策の取組を推進します。

##### (1) 広告・宣伝・普及啓発等の取組

###### <今後の取組>

- 関係事業者において、広告・宣伝が過度に射幸心をあおるものとならないように、自主的な指針等の策定を検討するなどの取組を進めていきます。  
また、より多くの人々がギャンブル等依存症の予防等に関する情報を得られるよう、関係機関と連携し普及啓発を進めていきます。

##### (2) アクセス制限等の取組

###### <今後の取組>

- ギャンブル等依存症の予防や再発防止のため、年齢制限や本人申告及び家族申告による入場・入店制限等の取組について、周知を徹底するとともに、過度ののめり込みを予防するためにATM等の撤去等の取組や射幸性が抑制された遊技機への入替えなどの取組を推進します。

##### (3) 相談・治療につなげる取組

###### <今後の取組>

- 関係事業者において、相談窓口の周知や相談者への対応等を引き続き実施するとともに、行政機関や民間団体が作成する啓発用資料を設置するなど、必要な連携を行っていきます。

##### (4) 依存症対策の体制整備の取組

###### <今後の取組>

- 関係事業者において、ギャンブル等依存症の予防や再発防止の徹底、適切な支援につなぐことができるように、依存症対策の体制整備を引き続き進めていきます。
- 風営適正化法に基づく立入りを実施し、ぱちんこ営業所におけるギャンブル等依存症対策の実施状況を確認し、取組を促進していきます。

## 5 多重債務問題等への取組

### 対策の方向性

- ギャンブル等依存症が多重債務問題や犯罪等の問題に密接に関連することを踏まえ、多重債務問題に対する取組や違法に行われるギャンブル等の取締りを推進します。

#### (1) 多重債務問題への取組

##### <今後の取組>

- 多重債務問題を抱える方へ相談支援を実施するとともに、ギャンブル等依存症の方等である場合には、関係機関が連携し、適切な支援につなげていきます。
- 消費者庁や金融庁作成リーフレットを活用するなど、多重債務問題の取組を通じて、ギャンブル等依存症に関する適切な情報発信を行っていきます。

#### (2) 違法に行われるギャンブル等の取締り

##### <今後の取組>

- 引き続き、違法賭博店の取締りや注意喚起を行い、違法なギャンブル等の排除と、風俗環境の浄化を推進します。